

賛助会員細則(抜粋)

第15条 茨城県協会規約第 25 条の規定に基づく賛助会員の登録等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 茨城県協会の賛助会員とは、茨城県協会規約第 3 条の各号に規定する事業の趣旨に賛同した個人及び法人等で、入会申込書(様式1号)の受理後、理事会で審査され承認された会員をいう。
- (2) 茨城県協会の賛助会員の年会費は、個人は、一口5千円以上、法人等は、一口1万円以上とする。
- (3) 茨城県協会の賛助会員の期間は、当該事業年度の年会費の納入月の翌月から始まり当該事業年度の3月末を終期とする。
- (4) 茨城県協会は、賛助会員となった個人及び法人等に次に掲げる特典等を与えなければならない。

ア 茨城県協会のホームページ及び茨城県協会が作成するリーフレット等に賛助会員の了承を得て、氏名及び法人名等を掲載することができる。

イ 茨城県協会が主催または共催するイベント等の情報提供や可能な範囲で有料試合等の招待券が配賦されること。

- 2 茨城県協会は、賛助会員となった個人及び法人等の内、社会通念上での疑義・疑念を持たれた行為及び違法行為等が明らかに認められたときは、理事会で審議し、前項第 4 号に規定する内から当該賛助会員の欄を削除するとともに、併せて当該年度の賛助会員名簿も削除するものとする。なお、当該賛助会員から年会費の返還の申し出があった場合は、理事会で審議し返還の可否を決定するものとする。
- 3 茨城県協会は、賛助会員が退会したい旨の意思表示があったときは、いつでも退会者の願意に沿うようにしなければならない。

賛助会員様の特典

茨城県協会のホームページ及び茨城県協会が作成するリーフレット等に賛助会員の了承を得て、氏名及び法人名等を掲載する。

茨城県協会が主催または共催するイベント等の情報提供や可能な範囲で有料試合等の招待券が配賦される。